

流域下水道維持管理等市町村負担金の単価引き下げを求める意見書（案）

流域下水道は、公共用水域の水質環境基準の達成とそれらの流域内における生活環境の改善を大きな目的とし、流域内にある複数の市町村の公共下水道からの下水を行政区域を越えて、都道府県が広域的に収集、処理するものである。

奈良県内には4つの処理場があり、各処理区域内の市町村の下水を受けて処理されている。この処理に係る費用については、下水道法第31条の2の「市町村の負担金」の規定では、「利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において」、「その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。」となっている。

しかしながら奈良県は、法の趣旨に反して、奈良市が接続する浄化センター処理場の処理区の市町に対して受益の限度を大幅に上回る負担金を徴収している。この超過負担金は毎年10億円以上であり、平成28年度での奈良市の超過負担金は、負担率より試算すれば、約4億9500万円と莫大な金額となる。この超過負担金を他の処理区の処理場の維持管理費用に充てられていることは、奈良市民の理解を得られるものではなく、奈良市議会としても看過することができない。

また、奈良市の下水道事業会計は、平成32年度には現金不足となる見通しであり、経営努力だけで回避できるものではないため、使用料の値上げについて準備を進めていかざるを得ないとのことである。

よって、奈良県におかれては、法の趣旨を踏まえ、奈良市民の受益の限度を超えないよう、流域下水道維持管理等市町村負担金単価の引き下げを行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

奈良市議会